

# 鶴が丘だより

東京都町田市三輪緑山二丁目2133-1  
医療法人社団鶴水会鶴が丘ガーデンホスピタル  
院長 後藤晶子  
電話 044(988)8121代

## 精神保健福祉法の改正について

ようやく、春本番の兆しを感じられ、いよいよ増えてまいりました。しかし、風邪などは引き続き流行して、いままので、お気をつけ下さい。



さて平成26年4月より、精神保健福祉法が改正されます。特に今年度は、約10年続いた保護者制度の廃止があり、ご家族の役割が大きい変更がありますので、ご確認をお願いいたします。

### I. 精神保健福祉法とは

日本では、明治33年に精神病患者の監護法で精神疾患を有する方が明

記されたのが始まりです。主に、  
①患者様を自宅に監護する  
②病院や自宅に患者様を監護する場所の規定  
③監護する費用は監護義務者が負担する  
というものでした。  
その後、昭和25年に自宅監護の交わされ、昭和59年に①自宅監護の廃止、②医療の対象とする規定等が生まれ、医療の対象となつたため、精神疾患が医療の対象となつたのです。  
しかし、治療の場である医療機関で患者様に対する処遇の問題(宇都宮事件や患者様の人権問題等)があり、①患者様に対する処遇、②治療の必要性の審査機関の設置、③社会復帰のための施行法定化等を定めた精神保健法が昭和62年に施行されました。

その後、国際連合において障害者の人権や権利等を重点的に考える計画が策定され、日本でも障害者基本法が制定されました。そして平成7年に施行された法律で、精神疾患を有する方々の医療や保健、福祉に関する様々な事柄が規定され、初めて福祉の対象となりました。

この法律では、精神科の通院や入院に関する事柄や地域生活や入居などの福祉サービス等について規定されており、当時は画期的な法律でした。

### II. 法改正の経緯

精神疾患が福祉の対象となつた精神保健福祉法でしたが、保護者制度は明治33年より続き、精神疾患を有する方のご家族等の責任や負担は大きいものでした。

そこで平成24年度より厚生労働省に、新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チームが設置されました。特に、保護者の高齢化により、精神障害者に治療を受けさせる義務の負担の増大や、保護者制度による家族関係の悪化等により、昨今の家族の概念の変化等に、昨今の家族の概念の変化、本人の利益保護を行えるとは限らないとの理由により、保護者制度の廃止が掲げられました。また、医療保護入院においては、保護者の同意がなければ退院することができないため、入院の長期化の懸念も課題となつていました。



③方た退  
入を患院この  
院選者のをの  
時が様目虎  
のこ自指止は  
手と身しは  
続がのた  
きで気手①  
のき持続早  
強るちき期  
化とを治  
に同代入  
よりす院早  
患るし期

◆  
「家族等」とは  
配偶者、親、  
親戚、養子、  
後見人又は保  
佐人等

るき治は  
制度添療平  
にたが成  
変ごた必精  
更家要神  
さ族で保  
れ等ある健  
ますのと指  
。同意断定  
で入丸の医  
院付入診  
す院入案  
付院入保  
院入護  
院入

Ⅲ 改正点について  
①保護者制度の廃止



た精制度書た  
。神度ののが結  
保の廃取果  
健制止りして  
福定とま平  
社が②と成  
法盛新め  
のりたなら  
改込なれ  
正ま区  
となれ療①  
なり保  
ま回入護  
しの院制者  
告

入院時	精神保健指定医1名の診察 + 「家族等」の同意
入院後早期	退院後生活環境相談員等を選任し、適宜相談・支援を行う
入院後10日以内	「入院届」・入院予定期間を記載した「入院診療計画」を提出⇒精神医療審査会が審査
入院予定期間 (入院期限)	・入院から1年間、入院診療計画に記載した入院予定期間の経過月が入院期限 ・院内の審査会(合議体)で入院期間の更新について審査⇔地域支援関係者の参画可 都道府県等が毎年全病院に対して行っている実地指導の程、実施状況を確認し、 必要な指導を実施
退院準備	地域援助事業者との連携
入院後1年経過ごと	定期病状報告(入院患者の病状に加え退院に必要な支援や環境調整等の内容)提出 ⇒精神医療審査会が入院の必要性を審査するとともに、退院に向けた具体的な指示 (地域相談支援の利用、退院支援計画の作成等)を行う
特に慎重な審査を 要する場合	精神医療審査会が病院内へ出向いて、本人・医療関係者の意見を聴取した上で審査

た件特期こや談医  
時いのれ指員療医  
点、退は導を機療  
で治今院を中関保  
退療回を定期宜には  
院状の目的行退院  
する保すにう院退  
るや護者た会議の  
こと境制度のものい  
に調度の廃止の早  
なりが整す。

②新たな医療保護入院制度

者様の人の権擁護を  
図るために行わ  
れるものです。

ま請定。っ険☆  
す求が◆たし証◆お  
の額ご平成場合の知  
でがざい26は、新  
ご承更にす。年受。度  
知にお。月付保更るに  
編き下場院診ご提証な  
集委さ合入院療報示変方  
員い。ご院等酬ののさ  
一。ごののののののの  
同い改い。

後精神科医療を取り巻く環境が今  
当院においでも、患者様やご家族  
様を安全に安心して医療提供を行  
まいります。

へ文責 高野

この法の改正を踏まえ、厚生労働省では3年後に改め、①医療保護入院の手続きの在り方や②医療保護入院者の退院の在り方、③入院中の処遇・措置の在り方、④精神障害者の意思決定及び意思の表明について、必要の在り方について検討を行うこととされています。

IV 今後の精神保健福祉法